

議第275号から議第287号まで

指定管理者の指定について（保健福祉局関係）

指定管理者を次のように指定する。

平成26年 9月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
275	京都市上賀茂児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口 上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会	平成27年4月1 日から平成32年 3月31日まで
276	京都市西賀茂児童館	同 上	同 上
277	京都市紫竹児童館	同 上	同 上
278	京都市室町児童館	京都市上京区猪熊通丸太町下る 中之町519番地 社会福祉法人京都社会福祉 協会	同 上
279	京都市修学院第二 児童館	同 上	同 上
280	京都市山階児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口 上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会	同 上
281	京都市小野児童館	同 上	同 上
282	京都市百々児童館	同 上	同 上

283	京都市唐橋児童館	同	上	同	上
284	京都市山王児童館	同	上	同	上
285	京都市久世児童館	京都市上京区猪熊通丸太町下る 中之町519番地 社会福祉法人京都社会福祉 協会		同	上
286	京都市嵯峨広沢児童館	同	上	同	上
287	京都市神川児童館	同	上	同	上

提案理由

京都市上賀茂児童館ほか12館の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。